## 第3回かわさき教育プラン策定委員会教育行政専門部会会議録

日時	平成15年11月6日 (木)	18時15分 開会 20時45分 閉会
場所	教育文化会館 第6・7会議室	
	小松 郁夫 委員 (国立教育政策研究所高等 教育研究部長) 高橋 寛人 委員 (横浜市立大学国際文化学 部助教授) 中村 立子 委員 (川崎市男女共同参画セン	瀧峠 雅介 委員 (総合企画局企画調整課主幹) 田中 則之 委員 (総合企画局企画調整課長) 企画課長 (市 川)
出席者	(川崎市男女共同参画センター館長) 佐々木 賢司 委員 (宮前区役所保健福祉員) ター子ども教育相談員 今井 市民(幸区在住)) 大川 健治 委員 (PTA推薦) 峪 正人 委員 (梶ヶ子委員) 松井 孝憲 委員 (教育委員会企画課主査)	企画課職員(田中)

田中(事務局)

開会・資料確認・第2回会議録修正のお願い

小松部会長

皆さんこんばんは。きょうもおそくにお集まりいただきましてありがとうございました。資料番号としては、私からの案が資料1になっておりますけれども、欠席されている田中委員の資料を先に事務局でお読みいただいて、確認をしながらというように思っています。何か事務局の方で、これにプラスアルファの説明をいただいていますか。

田中(事務局)

個人レベルのものなので、扱いは事務局に一任しますということで申しつかっております。

小松部会長

ご紹介いただけますか。

田中(事務局)

田中委員のレポートを読み上げ

小松部会長

本人がいないので、どうしたらいいか迷いますが、何かこのレポートに関してご意見、 ご感想があればお願いします。

最初の部分で言うと、私がまさにそうなのですけれども、川崎市の団塊の世代の比率が、ほかの地域と比べて極端に多いとか、少ないとかというのはありますか。私が前に住んでいた千葉県の浦安は、お年寄りが極端に少ない町だったんです。

市川(事務局)

川崎市の場合は若年の方が多いです。

小松部会長

あと四、五年で、会社に行かなくなって社会に出たら、どうしようという問題がひと つと、それともう一つは学校の問題で、これも事務局と峪委員さんに聞いたのですが、 管理職になるとそうでもないかも知れないが、教員の年齢構成の中で、団塊の世代が多 分多いですよね。

峪委員

小学校、中学校によっても違うのですけれども、一般に団塊の世代が多くて、小学校の場合はそれが顕著です。

小松部会長

そうですね。ですからその人たちが定年退職をなさると、平均年齢が下がるし、管理職の世代も下がるでしょう。

峪委員

小学校の場合は、そうですね。こんなカーブですね。この山が50を前後にして、挟んでいます。ですから、あと数年すれば、この山が今度50代にそっくり来るという形ですね。ただ、中学ではこれほどではないですね。

小松部会長

この話は社会教育の問題とも関連してくるし、その人たちをどう学校教育に利用するかという話でもあるのかもしれません。

中村委員

パブリック・ティーチィング・アソシエーションと田中委員が言っている、そこのと ころと結びつくのかなという気がします。

佐々木委員

ただですね、結局、学校の機能を果たすべき社会的な役割だとかといっても、何かあらかじめ一つの前提された枠組み、例えば教育目標だとか、非常にトータルな部分のところで、そんなに大きく左右されないで、ずっと貫かれていく。そういう部分のところというのは、確かにあるのだろうとは思います。

ただ、現実に学校が教育活動の機能を担っていくときに、その機能自体は、やはり期待される機能を含めて、ここで田中委員がご懸念されていたような、一つの社会的な変動の要因と絡まって、変化してきている事実はあるのだろうと思うのです。その中で、現実に自分の子どもたちが学校教育にかかわってきている世代の持っている価値観なり、社会的なニーズが歴史的な経過とともに変化していっている実態というのは、学校現場の中で見ていったときに非常に大きく感じます。

そのことに、ではどういうふうな意味合いを与えて、一体どうしていくのかと考えていけば、単純にいわゆるパブリック・ティーチィング・アソシエーションの問題ではすまないと思います。ある意味では、田中委員自身が指摘されているなかに、学校教育自体の持っているものを一体どういう形で今後に向けてイメージとしてつくり上げていくのか。その辺の問題提起も、私はあるような気がします。

それと絡まって、では一体教育行政というのは、どういうふうなかかわり合い方をするのか、すべきなのか、してきたのか。そのような感想を持ちました。

小松部会長

団塊の世代が町に戻ってきて、生涯学習をしてどうするとか、あるいはこの人たちは 地域の教育力としてどうするという問題が書かれています。

もう一つ、実は団塊の世代もさることながら、団塊ジュニアの子どもたちが今度学校 に入ってくるという問題の方が、学校教育レベルでいうと大きな問題になってきていま す。

佐々木委員

そのことを申し上げたかったんです。その意味では、自分たちの子どもたちにかかわってくる学校教育の機能として、その団塊の世代なり、教育を託す側の人たちのさまざまな変化が、学校の教育の中に機能として、かなり入り込んできているわけです。その部分を一体どのように考えていくのか。逆に教育の本質を考えていくところに、もう一回立ち戻る必要があるような事柄も、一緒になっているような気がします。そういう意味で、もう一回見直しというか、振り返りを改めてきちっと描いておく必要があるのかなと、私も少し感じました。

小松部会長

孫の教育を考える人と、自分の子どもの教育を考えるのは、やはり随分視点が違うのだろうと思うので、学校などでも、おじいちゃん、おばあちゃんを学校に呼ぶようなことは、それはそれでいいのだけれども、やはり当事者は親の世代ですから。

佐々木委員

とりわけ義務教育段階ですと、ある意味ではかなり共通的なファクターというのが強

く要請されてくるというのが、暗黙のうちに皆さんの中で今まで受けとめられてきた部分がありますけれども、私自身、実は高等学校にかかわってきた人間なものですから、高等学校レベルで、その辺の変化は如実にあらわれてきました。それはやはり形を変えて、小学校、中学校の中でも、そのときどきにおいてあらわれてきたのだろうと思うので、小松先生のおっしゃった、団塊ジュニアの部分と関係しての議論としては、田中委員のレポートはやはり貴重な問題提起をいただいているのかなというふうに感じました。

小松部会長

ほかにいかがでしょうか。

中村委員

私は、田中委員の近年の家庭教育の崩壊についてというところで、ここでやはり学校が負うべきものをきちんと整理した方がいいと言っているのかなと思います。つまり、これまでの経過の中で、学校があまりにもいろいろなものを背負い過ぎてきたと思うのです。特にこういう都市部の学校で、それまで何でも言われるから引き受けてきたというものを、ある程度できるものとできないものに整理して、学校が負うべきものは何なのかというところをはっきりさせた方がいいし、子どもたちにとっても、先生たちが変なことで忙殺されないで済むようになるので、本当にきちんと向き合うべきものと向き合えるのではないのかなと思っています。

小松部会長

この問題は、ほかの部会とも関連しますし、基本的な考え方をどこかできちっと出さなくてはいけないですね。

高橋委員

学校教育専門部会の話になってくるわけですよね。つまり学校教育専門部会として、 学校教育でどのようにやるというのを踏まえて、教育行政はどうだという話に、本当は なるはずなのですけれども、それがなくてやっていると、やはり我々も学校教育専門部 会で検討するような話をしないと、教育行政の話ができないということになります。

中村委員

どうしてもそうなってしまうのですよね。

高橋委員

私は子どもを3人持つ親でもあるわけですが、結局、学校の役割は社会性と学力の習得で、学力についても最低これだけというのでなくて、もっと学びたい子は学ばせてくれるということが必要だと思います。公立学校だから最低基準ではなくて、もちろん最低基準を保障するけれども、それプラス学びたい子はどんどん対応していきますという形をとってほしいと思います。

1970年代の半ばくらいは、普通の子どもが毎日学校でまじめに勉強しても授業についていけないというような教育内容、学習指導要領でした。それがその後、学習指導要領はどんどん削減されて、さらに今回3割削減されたから、こんな程度しか習わないのというのが親の実感で、子どもたちが勉強をしないのは、その程度でわかってしまうからなのです。塾の先生の説明だと、要するにちょっとやっただけで、できてしまうらしいのです。できるというのは、どの子もですよ。だから勉強しないのだと言うのです。

それは、昔の我々の世代が子どもだったころとははるかに違って、もちろん大学入試も 定員割れ大学がたくさんありますね。それから高校中退しても、これはいいことだと思 いますけれども、行くところはたくさんあります。昔だったら、高校を中退したら中卒 で生きていかなければいけないというところを、今は高校を中退しても、今までにとっ た単位が転校先で使えます。だから、中退といってもチェンジするわけです。昔は、中 退したら今までとった単位も全部だめになってしまいました。学びたいことについてど んどん学ばせていくというのを、公立学校でもっとやってほしいというのが親の要望だ と思います。

ですから、何度もここで繰り返していますが、私学はよかれあしかれやってくれます。 進学実績がいいというのももちろんあると思いますけれども、単に進学実績がいいというのを、今、私立校ではセールスポイントにしていないのです。うちに来た子はしっかり面倒をみます。だから、進学実績のいいところに合格できるかもしれないけれども、本当に良いところを伸ばしてくれるもうちょっとやさしい学校に入ろうというのが、今トレンドだそうです。そういうことを考えていくと、やはり子どもの力、学力を最大限伸ばす体制というのは、中学校でも今、少人数学級が国の基準でもできてきていますから、川崎市でもっとお金を使えば、さらに少人数の授業ができる。少人数というのは、最大40人学級を二つに分けるとか、4クラスを数学の時間は6クラスにするとかですね。そういうこともできるので、やはり川崎の場合は、学力保障を、市民ニーズにこたえてやっていくべきではないかというのが一つです。

あともうひとつはやはり社会性です。学力さえよければいいというものではなくて、今までこれは学校の先生方がいろいろ試みて、学級経営とか、あるいは中学校だと合唱コンクールとか、そういうことで社会性というのをやってきていますから、それをさらに発展させるというところに力を入れてもらいたいなというのが、私の考えです。

ですけれども、そういう話は教育行政の話と関係しますが、教育行政そのものではないので、学校教育専門部会でどう考えていらっしゃるのか。やはり学校部会の考えが基本だと思いますので、こういう話をしてもいいのでしょうか。

小松部会長

別にいいのではないですか。各学校がやりやすいように、あるいはやるように、行政として支援をしますということであれば。

中村委員

さきほどの峪先生の分布図で言うと、10年ぐらいが経済的に厳しいという言い方に なるのかなと思うのですけれども、そういうことなのですか。

小松部会長

年配の教員がいるということは、高給取りがいるということなのです。ですから少人 数学級をやりたくても、お金のかかる人たちが多くいるから難しい。極端なことを言え ば、この人たちの1割でもお引き取り願うということも施策としてはあり得るわけです。

高橋委員

川崎市の税金で、少人数の数学指導用などとして非常勤講師として雇えばいい。そう すると、お引き取り願わなくても、かなり対応できると思います。 中村委員

やはり物すごく年齢の均衡が崩れた状態になるというのは、子どもたちにとってのロールモデルとしてはあまりよくないというか、社会のロールモデルとしてはよくないという現実はあると思います。

経済的にこの中でやるのだから、だから、例えば30人学級ができないとか、そういう議論になるのだとしたら、どうにか運用の仕方を変えて若い人たちがきちんと参入できる形を保っていかないと、これからのバランスを考えたときに、よくないと思います。

高橋委員

ただ、川崎も東京都あるいは大阪と同じように、今、団塊世代がどんどん退職に向かっているので、今後、教員採用者数が爆発的にふえていくという傾向が大都市圏でありますから、川崎の小学校もそれに当たっているのではないですか。

峪委員

川崎だけではないです。この傾向は、全国的なものですから。

高橋委員

全国的にむしろ教員が足りなくなってしまうぐらいなのです。

中村委員

そうなのですけれど、そのときにどういうふうな対応をするかというのを、あらかじめ、やはりここは教育行政部会なので、考えていかなければいけないのだと思います。

小松部会長

ですから、そのときに、昔よりは全国画一ではなく、対応できる可能性は出てきました。例えば義務教育費国庫負担の問題が、もう少し地方で自由にやっていいとなってくれば、今までよりは都道府県、市町村で多様な行政ができてきます。今の枠組みの中でも少人数学級をやっている自治体もあるわけです。ですから、今のシステムでも、首長や教育長がやります、お金も出しますと言えば出来るわけです。

高橋委員

ここの専門部会でやりましょうと言ったらいいんじゃないですか。

小松部会長

ですから、我々としては、こうこうこうだからやりましょう、その金は出してくださいというふうに言うとか、あるいは教育委員会の中で何とかしろというのだったら、教育委員会のコストのうちある部分は削って、この部分はこうしましょうとか、あるいは雇用形態にしても、例えば今までのフルタイムというやり方ではなくして、パートタイムにしたり、場合によってはボランティアをうまく活用したりとか、幾つかの工夫の仕方は、具体的な施策のレベルではありますが、まずはやりましょうという大きな方針を私たちが出すか出さないかが、大事だと思います。それから、理屈上で言えば、今のままの人員でも、仕事がスリム化できたら、ある大事な領域には今までよりはエネルギーを注入できるはずです。

例えば、多分典型的には生徒指導の方になると思いますけれども、それはほどほどにして、学力向上にもっと注入しましょうというふうになれば、それは可能なことなのではないですか。今のように、夜中までも、いろいろな生徒の面倒を見たりするのは、もうしません。あるいは外国のように、学校に来るまでは親の責任ですよと。通学路の安全とか、そんなことまでは知りません。というように区切ってしまえば、それはどんど

ん責任の濃淡がつくので、私は可能なことだと思いますけれども。

中村委員

通学路の安全まで全部学校が今、責任を持っているところはないと思うのですけれど も、そこまではないですよね。

峪委員

そんなことないですよ。必死ですよ。ここのところよくナイフの男とかが出ますし。

小松部会長

親が学校まで連れて来るのは親の責任だとしてしまえば、少なくともその部分に関しては学校の責任、行政の責任ではなくなってくるわけです。日本はそこまで含めてやっているわけです。なおかつ今度は「食育」までやりましょうというような政府の方針になってくると、ご飯の食べ方まで指導するという話になってくるわけです。

高橋委員

通学路の安全をガードマンに頼むとか、そういうことをやってもいいのではないかと 思うのですけれども。

小松部会長

先生たちは、昼休みはしっかり休んでくださいと、お昼休みの安全確保も、これもパートタイムに任せましょうと頼むわけです。要するにリフレッシュして、午後の授業を一生懸命やってくださいということです。今の先生たちは、トレイにも行く暇もない、ゆっくり食事をする暇もないとおっしゃるわけでしょう。そのこと自身を具体的になんとかする必要がある。ほかの国はできているのですから。なぜ日本でできないのかという議論に対して、答える必要があるでしょう。一方で、いや日本では給食の時間も子どもたちと一緒に食の指導をするという教育をやっているわけで、それはそれなりに意味があるからやっているわけです。ですから、実はスリム化もそんなに簡単なことではないのです。やはり嫌々やってきたのではなくて、やらなければいけないからやってきているわけでしょう。給食費が払えない子どもの問題は、それは福祉の問題ですと放り投げられないでしょう、学校は。

中村委員

それはそういう意味で申し上げたわけではないのですけれども。

小松部会長

私は基本的に、中村さんの考え方に賛成なのです。ところが、なかなか先生たちは、それを大変だと言いながら手放さないのです。というのは、やはりそこまでやったら子どもがよく見られるし、子どもにより丁寧に指導ができるのです。給食も一緒に食べていれば、きのうよりちょっと食欲ないね、何かおかしいね。みたいなことを発見したりするわけでしょう。ですから、可能な限り子どもと接する時間とか、いろいろなことを増やしたりすれば、あるいは家庭にまで少し入り込んで親との接触なども教師がやれば、多分それは子どものためにはなるのです。

高橋委員

日本の先生方は偉いと思うのですね。つまり、学校の中でA君がB君をいじめているといって、そのときに、こういう考え方もありますよね。A君に先生が注意したのに、やめない。だからA君の親を呼んで、おたくのお子さんがいじめているから、やめさせ

てくださいよといって、親がやめさせられないのを、どうして先生がやめさせられるのか。やめさせられっこないではないかと。しかし、先生方は思わないのですね。何とかやめさせなければいけない。いじめが続くのは自分の指導が悪いからだと、そういうふうに何でも自分の責任という形にする傾向があります。それはいいことなのですけれど、できないことも責任を取ろうということで、学校にはどんどん仕事を取り込んでいく傾向があるのではないかと思います。

小松部会長

今まではそう言ったら、何だと、学校は怒られたわけです。例えば、万引きで、学校 に文句が来るわけでしょう。

高橋委員

学校にナイフを持ってきて、所持品検査をやって、けしからんとか、新聞などが書くけれども、学校に絶対必要のないナイフを持っていくのを親がとめられないのに、なぜ先生がとめられるのか。とめられるはずがない。所持品検査をやって怒るというのは、先生が本当はやらなくてもいい、あるいは家庭の責任なので出来ないことで、かわって教員がやっているのに、それをまた人権侵害だといって批判するというのはどうも変な構造だなと、私は思っていました。

けれども、やはり先生はクラスのことに責任を持とうとします。それは立派だと思います。そこをスリム化してあげた方がいいのか、あるいはむしろスリム化しないで、うまくいくような形のサポートの方がいいのかというのは、どうなのでしょうか。

佐々木委員

一番難しいのは、今のような形で、一般論でいろいろ検討しているときには、大体意見は一致するのです。これが個別の、具体的な固有名詞の世界に入ってきたときは、全く別の議論になるのです。そのギャップが、まさしく今、学校が制度としての教育なり、機能としての教育の担い手の機関として抱えている悩みだと思います。そこからどうやって脱却できるのかというのは、みんな思っているのだと思うのです。けれども、現実にはそのことの埋め合わせをやっていかないと、本来の目的追求自体にも障害が出てきてしまう。それは学校自体のシステムを働かす方が悪いということも確かにあるのだろうと思うのです。それと同時に、システムを支える側の、田中委員のおっしゃり方で置きかえれば、地域の中で学校を支える事に決してコンセンサスがないです。ある部分のところではオーケーになったとしても、そうではない部分のところでは、それを真っ向から否定するエネルギーが働くことがあります。その部分の現実というのは、やはりそう簡単に見過ごしにできない事柄としてあるのではないでしょうか。その部分を今後に向けて、どういうふうに我々が方向づけを考えていくのか。そこまではいいのですけれども、その先どうするかなとなると、なかなか難しいなと思ってしまいます。

小松部会長

今のことと少し関連も出てきますので、私の資料を少しだけ説明させてもらいたいのですが。特にきょう追加したもので、たまたまうまく田中委員さんから出てきているのですけれども、というのは、この委員会もそうですけれども、そもそも本当に、何をどう改革したいのということが、だんだんよくわからなくなってきたというか、私は私の意見があるのですけれども、実は今日まで、もう一回、自分の考えを整理するために、

あえてこの間、自分と違う人の論を私はしばらく読んできました。そうすると、例えば 田中委員のレポートでいうと、特色ある学校で、特色なんて出してしまっていいのかと いう感じに書いてあるのですけれども、私もそうで、地方分権とか学校裁量の拡大など ということが、国レベルでも地方レベルでも、それはいいことだというか、そういう改 革の方向にみんな来ているではないですか。本当に地方分権とか、学校裁量を拡大して いいのか、学校は大変じゃないかという議論を、あえてもう一回する必要があるのかな と思います。

ある人の論文の中に、ナショナル・ミニマムと書いてあります。学習指導要領などは言ってみれば、そうなのです。それよりもローカル・オプティマム、地域ごとに、さきほど高橋委員が言ったように、地域ごととか学校ごとに、学習指導要領は最低基準なのだから、それ以上のことを教えるということを、ある学校ではもっと積極的にやりましょうという選択を、むしろ尊重したらどうかというのが、今の改革の基本的な方向だと思います。

一方で、この委員会でもそうですけれども、そういうふうにすると格差が出てきてしまって、大丈夫ですかという議論がやはり残るわけですね。だから、高橋委員のように私立学校に負けないぐらい、もっと先の勉強をどんどんやるような学校を、川崎市立の小学校とか中学校にもつくりましょうといって、つくれる小学校もあると思うのですね。それも親のニーズだし、子どももそれで喜ぶ小学校もあると思うのですけれど、それがなかなかできにくい小学校も、一方で川崎市立小学校のなかにあるわけです。そうやってしまったら、今まで何となく、だんごになっていた状態が、上と下にバラけてしまいます。それを私たちは求めるのか、それは公教育のあり方としてまずいことだと、否定するのか、どちらですかということなのです。その議論は、やはりもう一回、しっかりしておかなければいけないと思います。

私は前回言いましたように、今まではあまりにもだんご状態でやってきてしまって、それでずっと何十年やってきて、何か皆さんの活力とか創意工夫がなくなってきてしまったり、教育委員会、文部科学省お任せに少しなり過ぎてしまったのではないか。それから、高橋委員が言うように、本当はもっと学びたいという子どももかなりいるのに、それを別にやらなくたっていいんだとしてこなかったか。しかも入試の制度なども含めて、入れる高等学校、入れる大学がどんどん増えてきてしまっている。さらに言えば、そんなに卒業の中身について、履修の規定もなしに、とりあえず15歳になれば義務教育が終わったとしてくれる。とりあえず18歳になったら大学を受けてもいいよ、高校を卒業しなくても、大検を受けていなくても、何かあれば大学試験を認めてしまうというふうに、どんどんなっているわけですね。そういう世の中を子どもたちは見ているわけだと私は思うのです。そうすると、やはりそれはまずいのではないだろうかと思います。

すこし学校ごとにバラけるかもしれないけれども、先進的な学校の部分の活性化が、他の学校にも波及する形になれば、全体としてはむしろレベルが上がるのではないかと思います。そういうふうに社会改革のあり方として思っているので、その辺のところで皆さんはどうなのか。それから学校の特色を出していったら、それで本当にいいのだろうか。やはりどこの学校、どこの地域でも、同じような教育が受けられますよという、

これまでの公教育のよさみたいなものはどうなるのか。そうではない方向にいくときに、いや川崎市はどこの小学校でも中学校でも、同じような教育はちゃんと受けられます。 先生に関しても、率直に言っているいるな先生がいるのだったら、バランスよく、一つの学校には物すごく優秀な先生もいるけれども、残念ながら、そこまでいかない先生も含めて、各学校にうまく均等に配置しますというふうにするのか。今、改革の一つの方向でいうと、教員の公募制のようなことをやって、ある学校に、どこかに書いてありますけれども、教師の方でも人気校ができてしまったりしていいのか。その辺の基本的な考え方を、我々は整理する必要があるかなと思います。

基本的に今の改革の方向、出てきた分権とか多様性とか選択性ということは、結論的に言うと、やはり今まであまりにも画一的にやってきたし、柔軟性がなさ過ぎた。そうではない改革を今した方がいいと私は思っていますけれども、川崎のこの委員会として、どういう結論を出すのか。細かいことは具体的に書いてあるのですけれども、どうでしょうか。

中村委員

小松先生が今おっしゃられたパターンというのは、要するに多様性というときに、特色ある学校というのではなくて、特色ある学校にも、例えば二つ、三つとファクターがあるわけですよね。そのファクターを一緒に考えなければいけないと、多分田中委員はこの前からずっと言っていらっしゃるのだと思うのですが、要するに学区をそのままに残して、特色ある学校を決めてしまったら、そういう学校に自分の子をやりたくないのにという人が出てくるということを、ここに書いてあるだけではないかと思います。要するに学区の組み方の問題とリンクする問題なので、それをどの程度にした方が子どもたちにとっていいのかとか、選択の範囲ということを同時に考えていくことかなと思います。私も画一ではなくて、個性を伸ばせるような多様なあり方の方がいいと思っていますけれども、そのときに、では川崎全部を自由区にしてしまっていいのかとなると、やはりそれにも違和感がある。ある程度の子どもたちの生活圏というのを考えた方がいいのではないかなと思います。高校はまた別ですけれども、特に小学校、中学校ではそう思います。

小松部会長

実態としては、小学校は今、既に選択制をやっているところを見ても、川崎区の子どもが麻生区まで通うということは、よほどのことがない限りあり得ない。中学校ぐらいになると若干あるかもしれません。つまり私立を選んでいる子どもたちのように、少し今よりは通学時間なり距離が広がる選択制にすると出てくることはあると思います。

私は幸か不幸か、恐らく世界のいろいろな国、イギリスというかなり極端に自由化している国も見てしまっているから、例えていえば甘いカレーから極辛のカレーまで、一応メニューとしては知っているわけです。川崎はどの辺の辛さのカレーを選ぶのですかということを、皆さんで決めていただきたいと思っています。

そうすると、それぞれ一長一短あると私は思うのです。そのときに、一長は生かして、 一短の短の部分はできるだけ出ないように、できるだけそれはサポートするということ を考える方がいいと思います。 高橋委員

全国的な水準が、いろいろありますけれども、例えば、大学進学率が短大を含めて50%程度というのが全国ですが、首都圏、川崎は地域によっては70ぐらい行っているのではないかと思います。

小松部会長

都市部は60、70いっているでしょうね。

高橋委員

そうですよね。あと親の学歴です。親は最低自分と同じ程度の学歴、大卒の人は大卒の学歴、お母さんが短大卒であれば自分の娘に短大は出てほしいというのが一般的にどの社会学の調査でも出てきていて、そうすると、川崎に住んでいる人というのは、やはり日本全国の平均よりは学歴は高いと思うのですね。そういう前提で子どもの教育を考えているから、やはりナショナル・ミニマムというのではなくて、ローカル・オプティマムというか、それは学習指導要領の、文部科学省の今言っている最低水準でいいですということにはならないと思われるわけです。ちゃんと調査しないといけないですけれど。

小松部会長

きょうの朝刊でごらんになったかもしれませんけれど、文部科学省の審議会が、小学校で常用漢字をできるようにしますなんてことを報告書に書いたわけです。これはすごいことです。今の小学校で倍以上の漢字を教えます、教えるべきだと言ったわけでしょう。文部科学省は完璧に、路線転換しました。そこまで大元が許してしまったというのは、ちょっと信じられないです。ただ、それはそれで一つの考え方だからと思っています。

高橋委員

ですから、文部科学省が言ったからどうのこうのというような姿勢は改めたらどうでしょうか。

小松部会長

ナショナル・スタンダードなんていうものに画一的に頼ってしまうと、はしごを外されてしまったら、日本中がつまづいててしまうわけです。

峪委員

もうつまづいています。

小松部会長

ですから、やはり地方分権というのは、横浜がつまづいても川崎は大丈夫というふうな、そういうメリットもあるわけです。

高橋委員

川崎の学習指導要領というのをつくったらいいんじゃないですか。

小松部会長

例えば、それを一つの売りにしたらどうかとは思います。川崎では、川崎のミニマム・スタンダードはこれで、さらにそれ以上、あちこちでいろいろなことをやりますという形です。例えば愛知県の犬山市などは自分のところで教材開発をして、独自の学力水準を設定しています。自分たちで教材までつくってしまった。

峪委員

要するにこれから川崎教育プランをつくっていくときに、どういう子どもを育てたいのかというのが先にないと、みんなが向かっていくゴールがないと、話がなかなかまとまらない。

小松部会長

それは、一つのゴールにするのか。実は幾つかのゴールを用意するという方法もあるような気がします。

峪委員

いずれにしても、文科省は方向舵を失った、ダッチロールする飛行機だと私は思っているのですけれども、それは置いておいて、我々も国民も方向舵を失っているなというふうに思うのです。

例えば、基礎、基本というと、どうしたって計算だとか漢字だとか、文科省も今、漢字のことを言っているわけですけれども、国語の力の中で漢字が占める割合というのは、 私は少ないと思うのです。

例えば6年生が卒業するあたりに、すばらしい文を書く。これは到底大人も書けないだろうという文を、ちゃんとした指導をしていくと書くのです。それは教え込みではない。やはり物の見方、考え方なのです。それは点数であらわせるものではない。算数もそうです。計算をする、しないだけではない。NHKの「学校は変わるか」という番組で、高校生が割り算ができるようになって、私は賢くなったような気がすると言っていたのは現実の姿ですけれども、計算ができるというのは算数の中でもほんの少ない割合なのです。それよりも、やはり先ほど言った物の見方、考え方だと思います。

学力というと、算数、国語、社会、理科、英語ぐらいまでよく指しますけれども、これからの時代、今までもそうだけれども、やはり体育だとか、おろそかにされつつある音楽とか美術が、どれほど人の幅を広げたり、感性を豊かにしたりしていくかわからない。その辺のいわゆる学力というか、センスを広げるとか、そういうことがとてもおろそかにされている。おろそかにされているどころか、一言も言わないのではないかというくらいになって、それで十分に人間としてのまろやかな育ちを我々大人が保証しているのかと、ときどき思います。

ですから大人も、どうしたらいいのか。点数をどうすればいいかと考える必要があります。その点数もさらに狭い、目に見える点数だけを指しているような気がしてならないのです。

高橋委員

川崎の全体でも、区でもいいと思いますが、そういうところで、例えば音楽とか、今おっしゃったようなことも含めて、こういう教育を私たちはやりますということを住民、親や子どもに訴えて、そのためにこんなことをやっていますとアピールすることだと思います。文部科学省はあてにならないから、文科省、学習指導要領の最低基準を踏まえて川崎ではこういうことをやりますとアピールしていくという方向性をとると、では本当にそうかどうか見てみようと親も関心を持つと思います。そうするとまた意見も言いやすいのではないかと思うのです。

小松部会長

おととい、文科省の教育課程のメルマガが私のところに入ってきたのですけれども、

「生きる力」というのは知・徳・体があって、そのうちの学力の部分が「確かな学力」としてこちらにきていて、それが今言ったように関心欲、態度であるとか、俗に「理解する学力」はそのうちの一部ですよという、花びらのようなイメージを書いて出しているわけです。ですから、川崎はそれでやりますという形で出すのなら出してもいいのだけど、ただ、あえて私は峪先生に反論すると、物すごいスーパーマンを育てようとしていませんか。

峪委員

だから、先生のおっしゃるように、何かその中から軽重をつけることは必要だと思う のです。それが学校の特色になってくると思います。

いずれにしても、例えばNHKの番組はどうなのかなと思うのですけれども、学力をつける学校の姿、出すからにはあれは好ましい例として出していると思うのですけれども、やはり漢字、計算のたぐいの授業を取材しているわけです。学校にしてみても、取材を求められたとき、その授業の方が要するにわかりやすい。あるいは授業として簡単ですから、それをやったのだと思うのですけれども、NHKで出すぐらいなのだから、子どもはすごいな、大人も考えられないような発想を授業の中でこんなにも次々と展開するのかという授業を放送してほしかったです。日本全国、あれを見ていますから。学力といったら計算だの漢字だのぐらいに思うでしょう。

中村委員

ごめんなさい。峪先生のおっしゃっているのと、小松先生のおっしゃっているのとは、 何かすれ違っていませんか。

小松部会長

すれ違っている。すれ違っているということが、今、問題なのですよ。

中村委員

聞いている方は混乱してしまうんですけれども、私は素直に小松先生のお話を聞けば、別に学習というのは、国語、数学、理科、社会だけではないわけだから、何か子どもが非常に光るものを持っている、そういうものが伸ばせるような教育があればいいし、それが実現できるのが多様性だというのを含み込んでおっしゃっているのですよね。そうでもないのですか。

小松部会長

いや、峪先生のお話しのなかで、今、文部科学省が言っている「生きる力」とか「確かな学力」と言っているものは、おっしゃっているとおりなのですよ。その結果がうまくいっていれば、何も教育改革なんて出てこないわけでしょう。教師の立場として納得できないことも含めて、市民や保護者の間に、公立学校に対する不満がやはりあるという事実をどう受けとめたらいいのだろうかという問題に私は関心を持っています。

せっかく税金を払って、本来ならば市立学校に行けるはずなのに、わざわざ授業料を払って遠くの私立に行こうとする親たちの選択を、肯定するのか、否定するのか。あなた、それはおかしいよと言って、あとは知りませんというふうにしている部分がある気がします。それがどんどん、特に都心部では増えてきているわけです。そうすると、この人たちの税金で、教育も含めた市民生活が保障されているのに、そのニーズに応えていないわけです。ほかの国では、それでいいのでしょうかという問題に対して、ニーズ

に応えています。あなたの望んでいる学校教育はどういう教育ですか。それを公立学校で提供しますよという形で選択制を実施して、あまつさえ、チャータースクールのような形で、あなたのつくりたい学校をどうぞつくってくださいと、それに対して税金を出しますよというところまできているわけです。私個人の関心としては、日本はそれを今のところはやろうとしていないのに対して、川崎市も含めて教育行政はどうするのでしょうかというところにあります。

中村委員

ですから、そういう意味で言ったら、峪先生がおっしゃる、どういう子どもを育てたいのかというところは、そこのところは合っているわけですよね。どういうふうにしていきたいのかという、その後のところを何か考えないといけないわけですね。

峪委員

教育的ニーズと言いますが、ニーズというのは千差万別だと思うのですよね。

まず、種類が多様だということが一つと、それから、かなり多くの部分を占めるニーズは、今言った基礎・基本でいったら、計算、漢字のたぐいだと思うのですよ。

それがニーズだからといって、それに真剣にこたえていくことが、本当に川崎なり日本なり、あるいは地球規模で将来を担う子どもを責任持って育てることなのかということを言いたいです。

中村委員

私はもっと単純に、子どもたちが学校で学ぶときに、学んだ達成感を持てる場であってほしいなと、すごく切実に思います。

峪委員

達成感といいますが、漢字が今までは70点だったけど100点になった。あの高校生が、高校生なのに割り算ができて私は賢くなったように思うと。あれは達成した感じを持っているのですよ。

中村委員

それで終わるのだったら別ですけれども、その後があって、そういうふうにやればできるということを学習したとすれば、その先に進めるというのがありますよね。

峪委員

達成感というのはそのようなものであって、つまり、どこかに目的があるのですね。 その目的はこういう高さの目的でもあるし、斜めのさまざまな広がりとかボリュームと か、いろいろあると思うのですけれども、それをどこに持っていくかということが、大 人さえも貧弱になっている。そういう貧弱なニーズに対して応えたから、行政はうまく いったのだと言えるのかなと思います。

小松部会長

大川さん、今井さんどうですか、今まで聞いて。

今井委員

先ほどから聞いていて、すごく乱暴な、結論を急ぐような言い方かもしれないのですけれども、先ほどの峪先生のおっしゃることもよくわかります。

ただ、読み書き計算だけではないというお話もありますけれども、例えば高校生ぐらいでろくろく漢字が読めない子が、簿記だ、パソコンだということで、いわゆる技能を

身につけようとしたときに、結局、本が読めないということがあるのです。それから、 例えばパソコンの試験を受けに行ったときに、言っている言葉がわからないということ もあるのですね。

ですから、私が日ごろ思っているのは、結局読み書き、計算ができないと、要するにその先を何か学びたいと思ったときに、本が読めない、新聞が読めない、ニュースを聞いていても言葉がわからないということが生じてくるので、とりあえず義務教育、中高ぐらいの読み書き計算をしっかりと身につけるような指導をするべきだと思っているのです。そういう子を世の中に送り出していって、その先は何をやりたいか、何の職業につきたいかということはその子自身の問題なのですが、やはりそれはかなり重要だと感じています。

それから、田中委員のレポートの「特色ある学校」についてなのですが、人気校と不 人気校が存在するようになった場合の対応と書いてあるのですが、人気校と不人気校が あってもしようがないという感じがしているのです。人気校が出て、そこに集まるとい うことは、それだけ親御さんたちがそれを求めているということになると思うのです。

それから先ほど、だんご状態というようなお話が小松先生から出ていましたが、やはり私も、だんご状態がほぐれて、ある一つのところが人気校で上に上がっていった場合に、下の方も負けないように、自分のところは学力ではない、進学率ではない、何か特色ということで一生懸命やると思うのです。ですから、全体として上がっていく可能性があるような気がするのですね。

一つの特色としては、進学ということもあるでしょうし。それからあと、例えば教師の平均年齢の問題もありますが、校長の自由裁量ということで、例えばうちは若手の先生がいっぱいで元気がありますというのが特色でも構わないような気がするのです。

ですから、ある一つ、そういうニーズがどうなのかというのをはかる意味でモデル校のようなものをつくってみてはどうなのかなという気がすごくしています。

人気校と不人気校をつくらないというふうにやっていると、今までと変わらないのではないかという気がするのですね。

進学、進学といいますけれども、結局、進学率とか進学ということを考えるから、私立に行かせている部分が結構あるような気がするのですが、そうではない方は、例えばスポーツが盛んなところに行かせるとか、サッカーが好きだからサッカーの強いところに行かせるとか、そういうやり方はもちろんあると思います。

大川委員

私はたまたま100マス計算で有名な陰山英男さんの講演を聞いて、それからちょっと本も読んだものですから、影響が強いのですけれども、子どもが何かを覚える。要するに向上心があるということが前提なのですね。ですから、例えばある日突然その一つのことがわかると、次へ次へということで向上心が上がる。そうすると全体が上がる。例えば算数もそう、数学も国語もそう、体育もそうです。そんな形で学校が変わっていく様子が書かれた本があって、それが本人の話した内容と重なっているので、そういうことが前提であれば、さきほど小松先生がおっしゃったように、上げるという意味で、学校の中で、クラスの中でもそうですけれども、算数の一つのレベルを上げると全体が上がってくるのではないかなという感じがします。ですから、そういうことができる学

校づくりというのがベースにあったらいいのではないかなと私は思うのですね。そのためにはいろいろな方法がありますから。うまくは言えませんけれども。

さきほど高橋委員からお話しがありましたけれども、先生の守備範囲はどこまでなのかと。たまたま私は来年の教職員を採用する場面に、ことし立ち会ったのです。私も面接官になったわけですけれども、個人面接のとき、教育委員会側は、どういうことをやらせるかというと、いわゆるロールプレイをやらせるのですね。その中で、例えば授業をやらせるのです。その中でAさんがBさんをいじめたり、そういうシチュエーションだとか、親が怒鳴り込んで来るときの対応を見たり、結局、そういう場面を非常に重要視しているのですね。そこをうまくこなせる人材を求めているような面接なのです。そうすると結局、先生を育てるための予備校みたいたなところでも、そういうことをやるわけですよね。声を大きくしましょうとか含めてですね。

ですから、川崎市はそういう先生を求めているのだなと、私はわかるわけです。さき ほど守備範囲の話がありましたけれども、そこも踏まえて、あまり悪いように考えるの ではなく、子どもはそういうものだという前提で、勉強しやすいような環境づくりが一番ではないかなと思います。

さきほどの特色もそうですけれども、私は宮前区のPTAの会長をやっているのですけれども、宮前区には富士見台小学校という学校があって、ここは生徒数が全国で一番多いのです。人気があるのです。この前、校長先生がお話ししましたけれども、物すごく問い合わせがあって、ぜひとも入れたいと。

それから、その次に宮前平中学校というのがあるのですね。そこは一番偏差値が高い というか、トップなのですね。だから何とかして入りたいのだと集まっているらしいの です。確実にそういう状況があるわけです。それを売りにしている部分もありますし。

小松部会長

川崎に人気校があるわけですね。

大川委員

あるのです。ですから金太郎あめではなくて、そういう形になっていった方が、さき ほど今井さんがおっしゃったように、ほかの学校も向上心が出てくると思うので、そう いうふうにした方がいいのかなと思います。

それと私もメルマガなどいろいろやっていますが、たまたま知り合った人で、帰国子女に関することをやっている方がいらっしゃいます。その方のメールで、ある先生が、子どもたちに英語を教える教材をつくっておこうという話しがありました。裏を返すとどういうことかというと、文科省が将来的に、小学校に英語を義務教育化するような腹づもりではないだろうかということが書いてありました。

ですからさきほどの話で、漢字もやらなければいけない、あれもやらなければいけない、これは大変だなと思います。そのためにはそういう先生も必要でしょうし。ですから、もっと違う教員の採用の仕方もあるのではないかなと感じています。

今井委員

英語を導入するという話で、前に新聞で見たのですが、要するに今の小学校の先生は、 英語を教えることに慣れていないので、税金を使って英語の勉強をさせているというこ とが書いてあったように記憶をしているのですが、そういうものは、それこそ外部から 専門の先生を雇った方が全然安い気はします。先生たちも大変ですし、お金もかかると 思います。

小松部会長

民間活力で、例えば外国語教育とか、情報教育とか、おっしゃるように今コンピューターを扱えない先生たちに情報教育をやりましょうということですか。2005年には全部の学校に高速インターネットをやるというのは国の方針ですから、そうすると、もうすぐそこまで来ているときに、いまだに使えませんとか嫌だと言っている人たちをトレーニングしたって間に合わない。

大川委員

この前、コンピューターウイルスにやられましたよね、新聞に出ていましたけれども。 ですから、基本がなっていないですよね。

小松部会長

民間とか家庭の方が進歩しているわけですよ。もう恐らく家庭の方がパソコンも入っていたりする。

この間、つくば市に行ってびっくりしましたが、つくば市は情報化に関しては、日本でもトップクラスに進んでいますね。それはやはりやればできるので、ただ、つくばに比べたら川崎は規模が大きいから、お金をかけるにしてもちょっと半端ではないと思いますけれども。

峪委員

ここのところ、川崎もすべての学校にコンピューターが20台入って、そして研修が どんどん入っています。うちの学校でいうと、ほぼ全クラスで授業をやっています。で も、まだ十分ではない、心配というところもあるので、インストラクターを入れていま す。かなり普及しています。

小松部会長

ですから、人気、不人気も、実はいろいろなカテゴリーになって、例えばコンピューター教育を勉強するのだったら峪先生の学校とか、英語だったら別の学校というふうな差が出てきても、いいのではなかろうかという議論を我々がするかどうかですね。

高橋委員

小松部会長の資料1の下から3番目のグループの3行目に、学校評価とありますよね。 児童、生徒、保護者、地域住民による学校評価ということで、その学校に子どもを通わ せている保護者や子ども自身から学校に対する意見を聞くという、それがニーズを聞く ことになると思うのです。こういう点がいいからもっとやってほしいとか、ここは何と かしてほしいという形で、そういうことを定期的に聞くだけでも非常にいいのではない かなという気がします。

峪委員

これはもうやるでしょう。もう校長会で検討していますから。

小松部会長

これは実は自分がかかわっているのですが、東京都はもう今年からやるのです。都教 委のまさに行政施策として。いろいろ先生から抵抗はあるのです。抵抗はあるのだけど、 これは今言ったように、都民の保護者、生徒の声を聞くために、むしろやりなさいとい うことでやっているのです。それに対して川崎はどうするのですかというのが、私のお 伺いなのです。

峪委員

それは教育改革の改革そのものの方向をどうするかという問題ではないですよね。要するに改革をしていく上での、一つのほんの小さな手段に過ぎない。

佐々木委員

ほんの小さなシステムのメンテナンスをどうやって図っていくかという部分のところがあるのではないですか。

峪委員

というところがあって、方向をどうかするという意味ではない。既に校長会では、学校評価をどうするかという準備をもうどんどん進めていまして、近々それが出るという形ですね。

高橋委員

むしろ方向に反映するような形でやった方が、学校はよくなるのではないかなと思いますけれどね。

峪委員

今ここで話しているのは、私は何度も言いたいのだけれども、このかわさき教育プランがどこへ向かっていくかということだと思います。

小松部会長

ですから私は、端的に言うと行政が責任を持って、すべての川崎の市立小学校、中学校、高校があまり変な学校にならないように、責任を持ってやりますとするのか。いや、権限を学校なり校長なり地域なりに下ろして、特色を出してください。でこぼこが出るかもしれませんけれど、それはあなた方で直してください。あなた方も、自分の地域の自分の子どもが行っている学校が不人気校になりそうだったら、ちゃんとかかわって、改善をしてください。今までのように行政にお任せ、行政に文句を言うだけではなくて、あなたもタッチしてやってくださいとするのか、どちらのスタンスをとるかだと思うのです。

私はどちらもメリット、デメリットがあると思っています。前者の方がどちらかというと伝統的なやり方ですけれども、それはやはり長いこと続いてきたというのは価値があることであるとは思いますが。

中村委員

その伝統的にやってきた方法というのは、ナショナル・ミニマムの部分は、やはりある程度きちんとどこでも基本的には保証できるような、そういうものの上に多様なメニューがあれば一番いいのではないかと思うので、今までその上の部分というところは、基本的に学校では提供しないことになっていたわけです。例えば小学校の高学年などになると、私学を目指す子たちにとっては、学校はある種、憩いの場になっていて、学級が崩壊していくというのは、ADHDの問題とか、ほかにいろいろありますけれども、中にはそういう子たちが原因となっている場合もあるようです。クラスの崩壊に結びつくのは、不満層というか、自分にとってはもうどうでもいいレベルというか、憩いの場になってしまっていて、人の学習を妨害するというような場合も、結構あると思うので

す。そういうものも見てきたので。そのときに、その子ではないけれども、やはり親の中で、学習のレベルが進んだ子にとっては非常に学校は差別的だと言われたことがあるのです。それは今ここで議論されている問題なのだろうなと思うので、やはり子どものうちに伸びるものをどんどん伸ばしてあげるというのは、日本や地域にとってすごくいいことなので、鍛えられるときにどんどん鍛えてあげる。その子どもたちの将来を考えたら。そういうつくりをする。そのかわり、きちんとナショナル・ミニマムの部分は何とかしますよという押さえがあればいいのではないかと思います。

例えば情報を突破口にしたとしても、さっきおっしゃられたように、字も読めない、 英語もわからないと、インターネットをやっても何をしても、どうしようもないわけで すよね。その上、リテラシーも全然学んでいないわけです。さっき峪先生がおっしゃっ たけれども、知識力もなければ、判断力も、考える力も、そういうものがなかったら、 今は簡単にだまされる時代になっているわけで、技術的なテクニカルスキルだけではな くて、そういったスキルも同時につけていかないと、子どもたちを荒海に放り出すこと になってしまう。やはり学校でやる場合の情報教育というのは、専門学校でただテクニ カルスキルを磨くだけとは違うから、そういうことも含めて、得意な先生たちがいたら、 やっていければいいし、若い先生たちは、配置されてそういうところへ行けば、どんど んそういうスキルは上がっていくと思うのです。そうしたら若い人たちはそこでそうい うスキルを学んで、何年かしてほかに移ったときに、ほかのところでもそれは実践でき るし、また、ほかのいいところも吸収していけると思うのですよね。そう考えれば、差 別ではなくて、皆さんからさきほどから出ているような方向に転がしていくことは可能 なのではないかなと思うのです。

私学ばかりではなく、やはり公立も魅力的にしたいし、公立は実は中学までは結構頑張っていて、県の所管になってしまう県立の高校の方が、非常に大変な問題があるのかなと思っているわけです。私が、中学で非常に問題だと思っているのは、中学3年間のすごく重要な時期に、物すごく子どもたちはあるものに縛られているのです、神奈川の場合は。そのあるものというのは内申書なのです。それは生徒同士もあるし、もちろん親がかんだ情報もあるでしょうし、それから先生が時には、そういう道具としてそれを使ってしまう場合もあるということで、やはりこの3年間というのは、本当はもう少し子どもたちの学びを広げたり深めたりできるはずのところを縛っているという感じが否めないのです。これに対して中学の先生たちが、県立高校の入試制度に対して何も言わないのかなと不思議に思います。内申書をつけるのはすごく大変だと思うのです。私が信じられないのは、ボランティアまで点数化される。要するに行動とか心情というか、そういう性格まで、ある意味でいうと点数化されてしまって、怖いものがあるなと思います。

佐々木委員

ちょっと誤解がないように言っておきますけれど、それは全然違うと思います。もうちょっと正確に、具体的に今行われている県の実態を反映して、議論の中に取り入れていきたいなと思うのです。

と言いますのは、一つは、今のお話しは、多分に相対評価の問題と絡めて、いろいろ 歴史的に議論されてきたわけですけれども、数年のうちに県全体の枠組みが全部事実上 無くなって、学校にもなくなってきます。それから内申書も、そもそもは相対評価で言われてきたかつての議論と変わって、全部絶対評価に置きかわったところの問題ですから、これは内申書がそうだからという議論よりも、むしろその評価自体のところがどうなのか。そのことが、学校が営んでいく、あるいは父母が求めていく教育価値と絡んで、一体どういうふうになっていくのか。そのことに本当に踏み込んで議論をしなければいけないところにきていると思うのです。

そういう意味でお話を承れば、まさしく中村委員のおっしゃった、こうあってほしいという事柄を現実に実践段階のところで検証をしていかなければいけない段階まで、今踏み込まれているという状況だと思います。その中で、では一体今後どうするのかという議論はお話としてはわかりますけれども。

中村委員

現実問題、やはり子どもたちはすごく気にしているし、子どもたち同士の間で、そういうことで傷つけ合いが起こっているわけです。それはやはり神奈川はというか、川崎の中学校の先生たちは、逆に言えば、ある種どうしようもない力であるし、面倒くさいことをさせられて、それでなおかつ...。

佐々木委員

その辺、ちょっとそのお話は違うと思います。私も実は選抜制度に、現職のときに議論の中身に加わらせていただいた経過があったものですから。結論的には今、行われている話のところで、既に中学校側の指導が行われているわけですけれども、その制度があるから学校がそれに縛られて何かというのは、今、本当にごくわずかです。むしろ、その子がそういう中で学校選択、高校の選択を図っていくときに、どういう価値基準で、どういう目的で、どういう事柄をやりたくて学校を選択していくのかと。そちらの方が如実に出てきている段階まで来ていますから。その意味では中学校の先生は大変だと思います。

ですけれども、それは本来進路指導の中で担わなければいけない課題なのですから、 それが今までやろうとしても選抜制度の縛りが、そのことを逆に阻害してきたと指摘されてきた部分もありましたから。

高橋委員

今の中2から大幅に変わるんです。今度の試験も先取りで、相当変動があります。で すから最近、高校入試は変化しています。

中村委員

毎年変わっているのですね。

佐々木委員

完璧に流動化しています。

高橋委員

昔のような縛られ方とは、ちょっと違っているのです。ただ、前と違うから、今度は それがわかりにくいという問題はあります。

中村委員

例えば今3年生の子に入ってきているニュースというか情報というのは、それを引きずっているというか、そういうものが入ってきている段階で、今3年生で、佐々木先生

がおっしゃられたように改善したと言われても...。

佐々木委員

改善というか、変更されたという意味ですね。

高橋委員

前のような感じと相当違うのですよ。

小松部会長

それは県レベルの高校入試選抜の話ですね。

中村委員

でも、結局はほとんど九十何%とかは高校へ行くわけですよね。

佐々木委員

基本的には選抜制度の問題のところで考えていけば、ある部分のところについては、かなり県で定めていく基準を、他の市町村立の学校もそれを踏まえてという部分がありますし。ですから裁量的に、市町村立の学校が高等学校のあり方のところで同時に決めなさいという部分と混在していますから。

中村委員

でも、そうなると、ここで一生懸命、川崎の学校はこういうふうにといっても、県の 上のところで決まってしまって、これはこうだよといわれてしまったら、それはどうな ってしまうわけですか。

高橋委員

それは文部科学省が学習指導要領を変えると川崎も変わるという、その範囲ですから。 文部科学省が最低基準はここまでといって、それより川崎は下げますとは言えませんから。教育行政というのは二重、三重構造ですから、そういう中で川崎はこうしたいと言っても、神奈川県がこうしている部分を勝手に変えられない。文部科学省が決めている部分で変えられる部分はありますが、文科省が最大40人といっているのに、川崎は最大50人で2クラスに分けますというのはできないわけです、法律違反になってしまいますから。そういう方がいいという意見はないと思いますけれども。

ですから日本の教育行政が、教育行政に限りませんけれども、国と都道府県と市町村という3段階の中でどうするといった場合に、地方分権が進めば、少しは市町村の独自性が出せます。川崎は政令指定都市ですから、現状でも相当出せるのですけれども、当然限界はあります。

小松部会長

ちょっと事務局に伺いたいのですけれども、きょうの資料の新たな総合計画の策定について、今の議論に参考になりそうな何かご説明はいただけるのですか。それとも、これは一応資料として出していただいたということだけのものとして理解してよろしいですか。

市川(事務局)

最初にご説明しましたように、市の総合計画との整合を図っていくということで、この教育プランも策定を進めているわけなのですが、その総合計画の大枠が見えてまいりましたので、まず部会の先生方にご提示しようということで、きょう資料をご用意させていただきました。 2 ページ目に、総合計画が今後どういう形で整理されていくかとい

うことで、枠組みが示されております。

二つの枠のちょうど真ん中に、新たな総合計画が点線で囲ってありますが、基本的に今回の新たな総合計画というのは、網掛けしてあります、まず10か年程度の基本構想をつくる。そして、その構想を行革プランで示しました財政フレームの中で検討した上で、施策事業の再構築をやっていきますということです。また、基本構想に基づいて大体3か年程度の重点戦略プランをつくっていくということで、これは3か年計画で、その後またローリングをしながら進めていくという形になってまいります。

したがいまして、この総合計画との整合を図るということになりますと、教育プランにおきましても、新たな教育プランの基本構想的な部分と、来年度以降、具体的な施策事業を検討する上に当たっても、17、18、19、3年間、19年度までのほぼ実行ベースに近い施策、あるいは事業体系を提示してくいような、そういう枠組みになろうかということです。大枠は、このような形で新たな教育がつくられていくということを、まず各部会の先生方に共通理解をしていただこうと思いまして、きょうご提示したわけでございます。

そして、この総合計画は図にございますように、庁内組織、市民会議、それから策定委員会によりまして進めていくということで、いずれ市民会議等からも教育プランとの整合という形で、それぞれの計画のすり合わせが今後の課題となってまいりますが、一応この枠組みでいきますと、教育プランもこの総合計画に位置づけられているということです。 4ページをごらんいただきますと、総合計画策定体制という形で、まず市それぞれの各分野でいろいろな計画づくりが進んでおります。都市マスタープランなどさまざまなプランがございますが、今回この総合計画の中でそれぞれ整合を図った形で、全市的な調整をして総合計画をつくり上げていくということで、これが11月に提示をされてまいりました。

そして、きょう第1回という形で、市長を中心にタウンミーティングが行われています。市民の意見を最大限聞きながら、市民意見を通して計画づくりを進めていくというのが、今回の総合計画の基本的な姿勢でもありますし、市の方針ともなっているということで、皆様方に共通にご認識いただきたいということで提示をさせていただきました。特に議論をお願いするということではなくて、総合計画の枠組みの提示があったということで、情報提供ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

小松部会長

せっかくですから、そういう動きの中で、我々の出すプランがうまく乗るように考えないといけないと思います。

そういう点からしても、改めて川崎市はどういう教育で、どういう子どもたち、どういう生涯学習を考えているのですかと、絶えずそこに戻りながらだと思うのですけれども。

大川委員

ちょっと話が違うも知れないのですけれども、川崎に子どもの権利条例というのがありますよね。あれを読んでいたのですけれども、子どもの権利を教える過程の中で、他人に対する優しさを教えていくということがありました。最終的に、文科省が決めてい

る日本人として何とかとか、そういう文章があるのですね。結局、文科省の言う人間を育てるために権利条例をつくりましたという部分があるのですね。だから、その権利条例と教育プランがどういう位置づけになるか、私はわからないのですけれども、ここに日本人としてのアイデンティティがどうのとか、ありましたよね。そもそもここが何なのかということから始めていかないと、進まないのではないかなという気もしないでもないのです。だからやればやるほど、何をどう信じればいいのかわからないなという感じなのです。

高橋委員

子どもの権利条例は、子どもの参加をうたっているので、自分で決める権利とか、参加する権利などが書いてありますから、やはり学校評価にしても、子どもの意見を積極的に取り入れていく、あるいは反映されるようなことを考えるのが筋ではないかなと思います。

大川委員

最終的に文科省が言うところのというところに行くのですよ。権利条例の概要の中に そういう文章がありますから。

小松部会長

子どもの権利条例と文科省とは、哲学、理念が全然違うと思います。もっと率直に言うと、文科省はあの権利条例はあまり歓迎していない。

大川委員

たまたま市からもらった文がありますから、どこかでねじれているのだなと思ったのですけれど。

中村委員

前回も話したように、やはり権利条例があるわけだから、川崎はちゃんとベースにこれがないと、おかしいわけですよね。これをベースにして、だから子どもの主体性をきちんと意識してつくられていかなければいけないということですし、要するに権利、権利と振り回されるのは困ると。何でも言われたらやらなければいけないと、そういうふうに言われる先生、保護者の方たちがいるという話も聞きますが、それは多分解釈が間違っているわけで、子どもがどう感じるか、例えばインプットとアウトプット、そしてアウトカム、これの関係の話なのだと思うのですけれども、例えば世代の違う大人が、こういうものだと思って言ったことを、子どもがどう受け取ったか、どう感じたかというのを子どもの口から出たときに、こういうやり方はわかりづらいし、誤解を招くと思ったら、大人の側は手法を変えればいいわけでしょう。子どもの権利として、例えば表明する権利を持っているわけです。その意見表明権を、言ったことをそのままやらなければいけないというとらえ方をすると、そんなのはやってられないよとなると思うのですけど、そんなことを権利条例は言っているわけではないと私は思います。

小松部会長

でも基本的にそうなんじゃないですか、尊重しましょうということは。

中村委員

いや、尊重するということは、言っていることをそのままというか、感情をそのままということではないです。

すごくいい取り組みだと思った例で、今、子どもの権利条例ができて、これによってだと思うのですけれども、子どもも入った学校教育推進会議というのができましたよね。子どもも大人たちの中で、あれはちょっと人数が少ないからかわいそうだと思っていますけれども、やはり大人よりも子どもの人数の方が多くないと、子どもはなかなか言えないというのがありますから、それは改善していく余地はあると思うのですけれども、でも、大人が全然無視もしないし、しゃべらせてくれる、言っても大丈夫と、例えば1年目の終わりごろになると、結構率直に子どもたちが意見を言うようになる。

例えば、ネイティブの英語の先生が各校に定期的に入っているというのでしょうか、そういうのがありますよね。そういうのが入って、その学校はその回数がまた多いという話なので、それはすごくいいねということで、ではそういう先生と仲よく英語で話をしたりとか、おつき合いができると聞いたら、生徒たちは何となく避けるのだそうです。それはもし、あいさつした場合に何か言われたら、何かしゃべらなければならないからどうしようと思ってしまうから、何となくそういう気持ちになってしまうというケースがあったのですよね。

それからどれぐらいたってからか、修学旅行があって、京都の方の留学生を中心としたネイティブスピーカーが全部の班についたわけです。留学生ですから日本語はあまりきちんとはしゃべれない。生徒たちは必死に英語で何かしゃべらなければいけないと思って一生懸命やったらしいけれど、1日終わるころには、言葉が全部きちんと正確にしゃべれなくてもコミュニケーションは成り立つということを学んで帰ってきたみたいです。そういう先生が来ていたとしても、子どもたちはシャイで話ができないということがわかったら、ではどういうシチュエーションをつくってあげればいいかと考えることができますよね。

小松部会長

おっしゃることと、この子どもの権利条例を川崎市が制定したことの間には、かなり 理念の違いが、私はあるように受けとめているのですけれど。

中村委員

子どもの表明権というのは、もっと深いところにあるけれども、子どもの言うなりになれということかということに対しては、そうではないということです。わがままを聞いてやれということかということがよく出てくるけれども、そうではないという意味で、言ったことも単純にそういうふうにとらえればいいということだけではないという部分もあるということです。

小松部会長

少し違うかもしれないけれど、田中委員から、国民というものをベースにするのか、個人というものをベースにするのか、これは違うととらえていらっしゃいますよね。そういうことと同じで、例えば子どもというものを川崎市の中でどう位置づけるのか。あるいは学校という中でどう位置づけるのか。その辺については、私はもう一度きちっと議論した方がいいのではないだろうかと思います。少なくとも学校の現場では、権利条例の問題で出てきたような基本的な子ども観は、どういうふうに実際には受けとめられているのか。これは全国の多くの地方と、ちょっと川崎は違っているわけです。違った理念を制定しているわけです。それは川崎らしいといえば川崎らしいのだけど、今後も

川崎が目指す子ども像というか、川崎が目指す子どもの位置づけとして、このプランの中に出していくのか。それとも、ちょっと違うのではないかとするのか。その辺はどうですか。

中村委員

これは個人ですよね。子どもの、子が先なわけでしょう。

小松部会長

子どもという言葉がある以上は、やはり大人と違うでしょう。

中村委員

もちろんそうです。

ですから、子どもが教育を受ける権利とか、そういうことがあるわけですよね、もともと子どもは持っているわけですよね。全部未熟児で生まれてくるわけですから。

大川委員

先日、関東ブロック大会の川崎大会というのがPTAの関係であったのですね。その テーマが、こども市民とともにつくる21世紀の云々かんぬんだったのですよ。こども 市民という言葉を川崎が全面的に出したのです。その背景はわかりませんけれど。その 背景にあるのは子どもの権利に関する条例だったわけですね。

他県から来られた多くの方が、子どもにも権利はあるが、本来子どもは守られるものであると言う存在だから、こども市民等と言うと、子どもも携帯を持ちなにをやってもいい、そんなイメージになるのではないか?都会だからそうなのかもしれないが、田舎ではそんなことは考えられない。我々は主催者だから、そうではないと言わなければいけないものだから、必死で勉強するわけです。子どもの権利条例があるのは知っていたけれども、はっきり言ったら、こんなことやらなくてもいいのではないかなという気持ちは、私自身ありました。子どもの権利を調べていくと、権利、権利と言うけれども、義務はどうなのかということに関しては、義務という言葉、責任という言葉を使って副読本で語るわけです。最後に、私がさきほど言ったら、そうではないとおっしゃっていましたけれども、文科省というのが出てくるのですよね。それはちゃんと川崎の中にあるのですよ。

私の考え方でいったら、子どもの権利条例というのは、川崎が先走りしてしまって、 実際に現場がついてきていない感じがしているのです。PTAの立場にいると、権利に 関する何とか委員会とか、いっぱいあるのです。たまに顔を出しますと、それぞれ何か やっています、やっていますという話で、どうしましょうとかは何もないです。私の個 人的な意見を言うと、そんなものというと怒られますけれども、かなりすごい研究ラボ があってつくったのだと思うのですけれども、何か違うのではないかなと思います。

小松部会長

話し出すと、私とか高橋さんとか、言いたいことがいっぱいあるのですが、もともと 国際的にも国内的にもいろいろ論争があったものを、川崎はある一つの方向を出したわ けです。今後もその路線でいくのですか、見直しをした上で少し違う路線をするのです かということは、少し意見を出してほしいのです。

これは国と川崎市の間でも間違いなく明らかに考えが違っている。それから国際的に も、いろいろな国の間で実は議論があった。川崎は一定の答えを出したわけですけれど も。

佐々木委員

その点に関して申し上げれば、実際にスタートしてまだいくらも経っていない。

大川委員

3年ですね。

佐々木委員

そうですよね。それが制度として成熟していくための時間というのは、あとどれくらいかかるのかというのは、それこそ今の我々の憲法の権利一つとってみても、何百年という歴史の中で、一つ一つ権利の実態なり基盤なりが社会的に築き上げられるのと相まって、それが権利そのものとして具体的な中身を持つに至ってきているわけですから。こどもの権利条例の中で言われている事柄が、目標として目指してやっていくのだということについては、制定過程の中でいろいろな議論がありました。制度として成熟していく間に、いろいろな議論が出てくるのだろうと思うのです。思い返すと、あの権利条例をつくっていく経過そのものが、ある意味で非常に象徴的だったと思っているのです。

というのは、権利条例の目指すべきものとして、もっとも私が感じたのは、やはり世代間交流だと思うのです。その世代間交流が、現実に具体的な中身として行われて、子どももその中に加わっていくことになって、子ども自身も何らかの変容をみずからの中で行っていく。それから、子どもを支えていく、見守っていく大人のサイドの方に、またそれの裏返しの事柄で、新たに今まで我々が正直言って取り残してきた事柄が、大人自身の中にも浮かび上ってくるという、そういう営みが条例の制定過程自体の中であったのだと思います。これが成熟していくためには、それこそあと10年、20年などという単位ではない時間がかかるわけで、それには子どもが変われというのではなくて、大人自身が変わらなければいけないと思います。

少なくとも現時点に至るまでの経過で見ていったときに、そういう意味で志向していく事柄自体の中に、重大な誤りがあったとは私自身も思えないし、むしろ課題は、どうやってその方向に向かって大人も子ども自身も成熟を図っていくのか。それが川崎の中で成熟が図られていくときは、文字どおり川崎らしさの一番の土台が、そこの中から生み出されてくる。そういうことにもつながっていくのかなと思ってはいます。

大川委員

具体的に何がだめということではなくて、たまたま詰め込みで勉強して、川崎のPT A の立場で質問を受けるわけですから、川崎のいい話をしなければいけないわけですよね。これはいいのだ、いいのだと一生懸命言わなければいけない。自分は一生懸命こうやっているのだけど、なかなかそうはいかなかった、簡単に言いますと。

その過程の中で、津田山に夢パークができましたよね。その現場に行ったりしているけれども、果たしてそういう形で行くのだろうかと。実際に私は現場にいるわけではないですから、学校でそういうふうに教育をしているのだろうかと思ったものですから。そういうことがある一方で、今こういうことをやっているわけでしょう。やるのだったら、それと連動していかなければいけないし。その辺がどうなのかなという基本的な疑問があったものですから。

最初のころは楽しい会だったのですけれど、いろいろなことが入れば入るほど、一体

自分は何を言っていいのか、わからなくなってくる部分があります。断片的な部分で、 理想的な学校みたいなのはありますけれども。そうしたら具体的にどうなのかなと、委 員として、非常に困ってしまうなというのが実感なので、ちょっと感覚でお話しました。

小松部会長

峪さん、学校ではどういうふうに受けとめられているのですか、この条例ができて。 学校は変わりましたか。

峪委員

大きく変わったというふうには思えないけれども、やはり権利条例に基づいて、例えばこの秋には、そういった催しものを通した教育活動をやっています。

子どもの権利条例ができたから、そこのところの見方、つまり子ども、自分たちには 権利があると同時に隣人にも権利があるのだよという考え方を、前にもあったかもしれ ないけれども、概念としてはっきり持つようになったということはありますね。

だからといって教育が、あるいは心の教育が格段に進んだかというと、そういうことは昔からやっていますので、格段というわけではないけれども、やはり意識している分、効果が上がっているといえば上がっていると言えます。

小松部会長

大分時間も迫っているのですけれども、ほかに私の案にもそうですし、田中さんの方から出されているレポートで言うと、例えば2番の地域を意識した特色と選択をテーマにする教育行政とか、それからこれも前から私も問題提起していますけれども、区単位での行政云々の話を、そろそろ議論を詰めておきたいと思います。

たまたま読売新聞のスクープで、事務局の田中さんにメールで問い合わせをしたのですけれども、横浜がいきなり行政区単位の云々という、それは皆さんご存じですかね。 あれはあれ以降、出ていませんよね、読売新聞に。

田中(事務局)

横浜市教委は関知していないというコメントが発表されました。

小松部会長

読売新聞がいきなり、横浜市は区単位の教育行政にしていくことを決めたらしいみたいなことを、ぽっと出したのです。田中さんが横浜市の教育委員会にお問い合わせになられたのですね。ちょっと説明してくださいますか。

田中(事務局)

翌日電話をしたところ、横浜の担当の部署でも寝耳に水の話で、県からも今電話がかかってきて困惑しているというお話でした。その後、横浜市から、読売新聞の記事に対するコメントということで、今のところあの記事に出たようなことは全く検討もしていなければ、考えてもおりませんというような正式なコメントが出されたようです。

小松部会長

それは私の推測では、極めて行政的な答えであって、やはり裏が多分ある。裏がある というのは、読売に書かせた人がいるのですよね。アドバルーンを上げてみて、反応が どうかを見るということは特に政治家がよくやる話です。

峪委員

効果が云々ということであれば、例えば高校の場合は、区ということは必要ないです。

けれども、小中となると効果があるということは言えると思いますね。

小松部会長

区あるいは区単位に権限を下ろした方が。

峪委員

権限を置くというか、指導ですとか、あるいは管理、監督とかということになりますと、 と、 広範なものを対象にするよりは効率的ですよね。

京都では教育改革でやっていますけれども、地域教育専門委員というのを置いているのですね。校長の中から切れ者を引き出して、区ごとに対応する地域教育専門委員というのを置いて、かなり教育改革を進める原動力になっています。効果を上げるということであれば、広いよりは狭いものがいいと思います。

佐々木委員

実は私、宮前区の保健福祉センター保健福祉サービス課で、この4月から第二の仕事を始めさせていただいています。課の人数がトータルで120人ぐらいいます。これは保健所と福祉事務所とが再編統合されて、保健福祉センターという新しいネーミングでスタートしていったという経過だったようですけれども、当然、保健士さんから助産士さんから、社会福祉士から、今までいろいろな活動を担ってきた方がケースワーカーとして入っていたり、事務担当として入っていたりします。その中で、日常的には本当に生まれる前の母子手帳を発行するところから、身寄りも何もない、それで一人亡くなってしまった。お骨の引き取り手もないというところまで含めて全部やっているわけです。その中で、教育関係部分の担当をしているのはだれかというと、正直申し上げまして、私一人です。

これはこれで、そういうことなのだろうなと思って、4月以降、仕事をしながらあれ これ見てきたのですが、一つ最近気がつきましたことは、住んでいる方々にとっては、 世帯として持っているいろいろな課題とどう関わるかというと、問題にぶつかればぶつ かるほど、現実には市ではなくて区なのですよね。

それこそ生活保護の問題から何まで、子どもがどうも何か最近様子が変だと。どこの病院で診てもらったらいいのだというふうな話まで含めてそうなのです。そういういろいるな相談事を抱えて、区とかかわっている。当然、学校は地区の中ですから、かかわっているわけです。ところが、必ずそういう世帯の中で保護者も子ども自身も、学校教育だけではない、教育にかかわる課題、悩みをみんな持っています。ではそういうこととリンクして、どこで受けとめていく受け皿があるかというと、先ほど申し上げましたように、今システムとしては、教育エリアの部分をダイレクトに担当するのは私一人です。

小松部会長

そうすると、どの程度具体性があり、効果があるのかという、このクエスチョンマークに対しては、佐々木さんなりの答えとしてはどうですか。

佐々木委員

現状と照らし合わせた私の感想を付加させていただければ、そういう部分のところで機能として、現実に区として、そういう受け皿が従来なかったわけですよ。それをどこが担っているかといったら、私は教育委員会だと思っているのです。

教育委員会というのは、いわゆる合議体としての委員会はなくて、教育委員会事務局のことを申し上げているのですが、恐らく担当セクションのところでの、市民あるいは学校とのかかわり合いから来る、さまざまなクレームなり、リクエストなりの処理は、事務局全体の中で大変な量に上っていると思うのです。

学校は区の中にそれぞれあって、その中に住んでいる住民の方々が家庭の中で抱えているいろいろな問題に、具体的な取り扱いを図っていくのは区なのですよね。その辺のところは、どう考えてみてもどうもちぐはぐだなと、私も今まで気がつきませんでした。区で何らかの担う役割が出てくるとするとすれば、そのちぐはぐさを埋めていくことなのだろうなという気がするのです。

ただ、そうなってくると、区で何をやるか、教育委員会の立場でどうするか、その辺のすみ分けなり、機能分担なりはどうしていくのだと。これは私もまだ正直言って、わかりません。

ただ、現状のままでいって、ずっと固定化されたシステムでは、結局、親も困る。学校も困る。教育委員会事務局も困るという体制になっていないかなと、実感としては感じてきました。

そういう意味では、課題、機能を明確にして、福祉の問題、健康の問題はきちっと区レベルで受けとめるけれども、教育問題については区レベルで受け皿がない。そういうものとリンクする部分すらない。これはやはり片手落ちだと思います。

小松部会長

そうすると、具体性があり、効果があるかということに対しては、十分あり得るので はないかというふうに考えられているということですか。

佐々木委員

学校が現実に、そういう中で動きを進めているわけですから。学校をそういう部分で 支援していく体制をつくり上げていくのだったら、一定の機能分担というのは出てくる と思います。

小松部会長

学校としては困りますかね。

峪委員

いえ、学校としても、その方がいい。でも、校長会の立場から言わせてもらうと、区の校長会に一人でいいから、教育委員会から来てくれないかと思っていました。我々は現場をまず知ってもらいたいし、何の活動を展開しているか、それも知ってもらいたい。できれば、そのときにある種のサポートをしてもらえればもっといい。それぐらいに今考えています。範囲は広いよりは狭い方がいいと思います。

校長会も、自分で言うのは何ですが、いいことをやっています。それでもそれが理解 されないということもありますから。

小松部会長

小さな区でも人口は10万超すわけでしょう。そうしたら、それ以下の教育委員会、 いっぱい全国にあるわけです。

峪委員

区の教育事務所みたいなものに権限を与えるというより、とにかく機能を効果的にす

るという意味で、あった方がいいと思うのですね。

例えば中学校区の中に、一つの中学校と、三つ、四つの小学校があるとしますよね。そうしたら、A小学校は国語がすごく光っていますよと。Bは理科も含めて算数系ですよと。算数と国語だけではなくて、ここは同時にまた芸術もとても盛んですと。そのタイプの先生も配置してやりますというふうに特色づけていたとしますよね。そして、その中で選択が親と子どもによってなされるというような、こういうものが区の中にある状態を考えたときに、それらを面倒見よくやっていくのは、やはり全市すべからくというよりは、区の中で動きやすいようにしていくということが求められている。そういう点からも、ある種のエリアの中で、エリア全体を見渡した指導とか、あるいは管理とか、お金のつぎ込み方の調整とか、そういうことは必要だと思います。

小松部会長

時間も迫ってきましたけれども、具体的にどうするかは別として、プランづくりの一つの目玉として、そういうことを皆さんの方で、ご異議なければ少し川崎の改革プランとして盛り込みたいと思います。

高橋委員

今、峪先生がおっしゃったことの繰り返しになってしまうのですけれども、簡単に言うと、地方分権の分権ですね。上の権限を下に移していくというのは一般的というか、普通というか、要するにその方が行政の能率がいいと言われますけれど、佐々木先生のお話を伺って思ったのは、要するに重要なことは市民ニーズに応えられるかどうかです。教育委員会に電話すると、何区の何中学校ですか、そういう中学校がありましたねという話ではなくて、区にそういう受け皿があれば、さっきおっしゃったように、すぐあそこの学区だと何々町ですねとか、そういうことをわかってくれる。

行政を分権化していくということは、もともと市民ニーズに応えていくためなのですから、行政的な能率というのもあるけれども、やはり困っているとか、学校に関する要求とか希望とか、そういったことに対応できる受け皿というか、対応する窓口として、区にそういうものをつくっていくことが必要だし、それが学校としてもありがたいのだったら、ぜひそれは実現して欲しいと思います。ですから、分権ということでなくてもいいと思うのですね。

佐々木委員

そうですね。私がイメージしたのは、実態はまだ描き切れないのですけれども、介護保険の中でいうケアマネージャーみたいな役割を、各区でその機能を担っていくような部分があれば、これはいろいろなことが展開可能だと思うわけです。

松井委員

イメージ図の中でも、機動的ということが表記してありますので、最適の範囲がどうなのかという考え方の基本は、政令指定都市の区制というものが変わらない限り、区役所というのは、先ほどおっしゃられた保健福祉センターであるとか、建設センターであるとか、就学事務なども今、区民課でやっていますから、そういう本庁で縦割りで動いている仕事が、全部区役所の中の出先として置いてある中に、教育委員会も混ざっていけば、その中で例えば障害者を抱える家庭が、他都市から転入してきた時に、学校教育の面をサポートするだけではなくて、生活保護の問題をどうするとか、障害福祉はどう

するとか、全体的にサポートするという形をとり得るのではないか。一番機動的に動けるのは、やはり区に何かしらの形でそういうものを置くということは、いいのではないかと思います。

小松部会長

これは横浜がぐすぐずしているのだったら、川崎が出せば、一つの目玉になります。

佐々木委員

ですから、福祉だとか保健の領域のところだと、法律的な裏づけで、もっと具体的なサービスが前提とされています。だから、必ずそういうニーズがあって、そういうサービスを受ける条件、要件を満たしている人であれば、そのことについて具体的な処理をしながら、その方の生活をどうやって支援して、今後に向けて、どういう生活プランをつくり上げていくかという道筋が見えるようになっている。それは区のレベルであるわけですよね。

教育サービスということになってくるというと、その辺のところは非常に測定がしに くい部分がありますが、それがやはり先ほど言った部分ではあるのかなと思います。

小松部会長

この部分に関しては、ぜひ話を進めた方がいいと思います。

もう一つ、4番目の安心・安全とか、あるいは健康とか、この辺について、今井さん、何かありませんか。今、いろいろと川崎でも全国でもすごく子どもの健康、安全・安心が問題となっています。これは教育だけの問題ではないのですけれども。

今井委員

これも学校の先生たちに、こういうことまでお願いするというのはかなり酷だと思うのです。ですから、これこそ地域の方を巻き込んで、例えば地域の、もしお金があるのだったら、地域の防犯をやっていらっしゃるNPOに任せるとか、そういうふうにやっていかないと無理だと思います。

小松部会長

やはり我々は教育行政ですから、子どもの問題が一番ですが、住民全体の安全・安心できるまちづくりという点で、教育委員会ももうちょっとかかわって、それで今おっしゃったように、学校だけではなくて、むしろ地域を巻き込んで、地域と一体になってやる仕事の一つとしてどうでしょうかということでしょうか。この辺をもうちょっと具体的に、川崎市はこういうまちづくりをします、そのために教育を一つの舞台にして、こんな関係をつくりますみたいなことがうまく出せるといいですね。

中村委員

今、防災が中学校区を単位でつくられているわけですよね。中学校区がいいのか、私 は歩いていけるという意味で小学校区もいいかなと思っているのですけれども、そうい うものも絡めて、地域づくり、まちづくりというものを一緒に考えていく、その中で実 現させていくということだと思います。

小松部会長

これは神戸などの経験がすごく生きてきて、私も取材されたりもしたのだけれども、 実は学校は、教育の場だけではなくて、いろいろな形で地域の人たちにかかわってもら える。今言ったような防災とか、安全とか、そういう形で。 ただ、学校の立場からすると、それもまた学校に任されたのでは負担が重いでしょうから、それこそ地域の人がかかわるといいと思います。

だから、地域との連携とか、保護者との連携といったときに、その辺のところから連携を考えた方が、多分連携しやすいのではないかと思うのです。

今井委員

そういう意味では、教育事務所を区単位で置くというのは結構いいかもいいかもしれないですね、いろいろな意味で。

佐々木委員

あともう一つ、現実の具体的な実践としては、川崎でこの15年、20年近く、地域教育会議としてのいろいろな活動の積み重ね、点から始まっていって、線にして、面にしてと、そういう取り組み経過自体あるわけです。現実にいろいろな活動を展開しているわけです。そのことについても、一体我々としてどういうふうな分析なり、評価なりを与えて、今後に向けてのかかわり合いの中で、我々自身として結論を出すか。それを理解するなり、あるいは課題を提示するなりしていくのか。これは実際に行われてきた部分として、あるわけですから。そのことに全然触れないで、課題だけの議論をやっていくと、もったいないなという気はいたします。

小松部会長

それは私の方でも、教育行政の総合改革や構造改革、他分野のネットワークとか、あるいはまちづくりという形で出したものと、田中さんが指摘されたものと、ちょっとつながってくるので、その辺また少し整理をしてやっていきたいと思っております。

もう時間がありませんので、ほかに何かありますか、事務局の方。

田中(事務局)

もし、協議が終わりでしたら、次回の日程をお願いいたします。

あとは12月14日の策定委員会に、この部会としての報告をしないといけないので、 それまでの意見集約の仕方を決めていただきたいと思います。

小松部会長

一応案としてはいつごろですか。

田中(事務局)

1月の中旬から下旬にかけてぐらいで、日程が合えばと思うのですが。

小松部会長

皆さんどうでしょうか。15日はどうでしょうか。例えば15日の6時15分。夜で したら、みなさん大丈夫ですよね。

では1月15日ということでお願いします。

田中(事務局)

また後ほど、会場についてはお知らせします。1月15日の6時15分からということでお願いいたします。

小松部会長

それではよろしいでしょうか。

田中(事務局)

それで、この部会の報告を12月14日にしないといけないので、きょう小松部会長

と田中委員からレポートをいただきましたので、それを見た感想でも結構ですし。ご自分の考えでも結構ですので、来週中ぐらいをめどに、事務局へお寄せいただきたいと思います。それを盛り込んだ形で、部会長と事務局で調整をさせていただいて、その案を文書でお知らせをして、策定委員会の方に報告をまとめていきたいと思っておりますので、来週中をめどに事務局へ意見をお寄せいただきたいと思います。

中村委員

部会長さんに、質問をさせていただいていいですか。さきほど子どもの権利条例について、なかなかすんなりと受け入れられないところがあるという感じのご発言があったのですが。私は基本的に、子どもを権利の主体とすれば、やはりまずはそのアイデンティティというのは個人のレベルからと考えるわけですけれども、そこでちょっと部会長さんのさきほどの発言の意味を解説していただきたいのですが。

小松部会長

問題は二つあって、一つはさっき大川委員がおっしゃったように、全国の状況を見ると、むしろそんなので権利、権利と言って、子どもの義務はどうするのだという一般的な見方があるのが一つです。

それから、私が聞いている限りにおいては、大変結構なことだけれども、いざ動き出してみると、なかなか子どもたちもどうしていいかわからないし、それから何か言えと言われても、別に意見なんてないような子どもが実はすごく多くて、意見表明権の前に表明するべき意見をきっちりと子どもの中に育てる方が大事ではないだろうかという話も聞くものですから。

中村委員

逆に言うと、そういうふうにできるように、さきほど峪先生がおっしゃったように考えることが必要だということでしょうか。

小松部会長

もう一つ、子どもという存在を社会システムの中でどう位置づけるかということで言えば、私は実は、子どもだからとにかく子ども、子どもという発想でうまくいくのだろうかなという感じはしているのです。言葉の上では子どもを大切にして、子どもの意見を尊重してというのは結構なことなのですけれども、それを子どもに選択をさせて、大人は大丈夫かということです。

学校づくりとか、教育の中にどういうふうにかかわらせるのかは、国内外でもいろいるな議論があって、国レベルでは条約です。条約の中で、例えばアメリカなどはかなり消極的で、北欧などは割合積極的でした。私の理解している限りにおいてはヨーロッパの中で、イギリスなどはやや消極的でした。

だから、子どもの位置づけ方などもいろいろなパターンがあって、学校経営などに子どもをメンバーとして入れているドイツなど、一部そういう国もあります。いっぽう、イギリスにおいては一時入れたけれども、いや、子どもの意見をちゃんと教師と親が責任を持って聞けば、別に子どもを学校の協議会の中に入れなくてもいいではないかということで、途中からやめたのです。

高橋委員

この条例はやはり議会で制定したから、ここで議論してやめるとか、そういうのはち

ょっと無理だと思います。

それをもし再検討するのでしたら、やはりその委員会を別につくって、けんけんがくがくの議論があってからではないとだめだと思うのです。ですから、ここでもし取り上げるのでしたら、またここの別の委員会、サブコミッティをつくらなければいけないと思います。

中村委員

先生がおっしゃられるのは、解釈の違いのような気がしますけれども。

高橋委員

それで終わるのだったら、やっていただいてもいいのですけれども、私はそれで終わらないのではないかと思っています。

中村委員

どういうことなのか知りたかっただけです。

小松部会長

もう一つ別な言い方をすると、この条例をつくったときの議会と市長さんと今と違っていませんかという問題なのです。

つまり、すべての意識が変わってきていませんかと、私は受けとめているものですから。

高橋委員

市長がこれに対してどうお考えになっているかは、この条例の説明の本がエーデル研究所から出ていて、市長さんは書いていらっしゃるのです。

子どもの権利条例のこのくらい厚い本があって、それに市長さんが書かれていますよね、写真入りで。だから基本的にはそうなので、にもかかわらず、この部会から、この条例はあれこれと言える状況ではないのではないかなと思いますので、棚上げしておいた方がいいのではないですか。

佐々木委員

私自身感じますのは、例えば就学前の年齢の子どもと高校生と同じ子どもでくくって、 共通の議論をしていくというのは、これは乱暴な議論だと思うのです。

これからの課題としてあるのは何なのかなと考えると、発達段階に応じていったところで、子どもの権利条例の中で指し示していったものが、どう具現されていくか。それは当然、大人のサイドでも同じなわけで。小学生と高校生と大人が、それぞれ対応しているわけですから。

それはやはり内実のある事柄として積み重ねていく、その営みというのは、今後我々 大人も子どもも汗をかいていかなければいけないのだろうなと感じました。

中村委員

解釈の問題で、あまり狭めなくてもいいのではないかなと思いますけれども。

小松部会長

わかりました。長い時間、いろいろご議論ありがとうございました。

では皆さん方、きょう言い足りなかったこと、あるいは家に帰って気がついたことも 含めて、事務局の方にご提案いただければと思います。

きょう欠席の田中委員さんにも、また状況を説明して、生かせるようにしていければ

と思いますけれども。よろしいですか。

## 田中(事務局)

小松部会長、ありがとうございました。 本日の第3回教育行政部会は以上をもちまして終了させていただきます。 お気をつけてお帰りください。 どうもありかどうございました。

## 閉会